

○小矢部市空き家バンク活用リフォーム事業補助金交付要綱

令和4年3月29日告示第40号

小矢部市空き家バンク活用リフォーム事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小矢部市空き家・空き地情報バンク設置要綱（平成20年小矢部市告示第16号。以下「設置要綱」という。）に規定する情報バンクに登録された空き家の有効活用を図ることを目的として、空き家のリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において、小矢部市空き家バンク活用リフォーム事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号）第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 設置要綱第4条第2項に規定する空き家台帳への登録が完了している建物（社宅、社員寮又はアパートとして使用するものを除く。）をいう。
- (2) 住宅 市内に存する一戸建て住宅（玄関、トイレ、台所及び居室を有し、利用上の独立性を有するものに限る。）をいう。
- (3) リフォーム工事 売買契約が成約となった空き家の住宅機能又は性能を維持又は向上させるために増築、修繕、補修、設備の更新等の工事を行うことをいう。
- (4) 市内施工業者 住宅関連の工事を業としている業者のうち、市内に本店、支店、営業所等の事務所を有している法人又は市内に住所を有する個人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、売買契約により新たに空き家の所有者になった者で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有すること又は補助金の実績報告を行う日までに、市の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) この要綱による補助金を受領した日から3年以上当該補助対象住宅に居住すること。ただし、火災、天災等やむを得ない事情により居住できなくなったときを除く。
- (3) 世帯全員が市税等（国民健康保険税を含む。以下同じ。）を滞納していない者であること。
- (4) リフォーム工事の契約者であること。

(5) この要綱による補助金の交付を過去に受けたことがない者であること。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となるリフォーム工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 空き家を自らの居住の用に供するために実施する工事であること。

(2) 工事完成後に費用の支払を完了させ、かつ、第6条の規定による補助金の交付の申請の日の属する会計年度の末日までに第9条に規定する実績報告書を提出することができる工事であること。

(3) 売買契約を締結した日から1年を経過する日までに着手する工事であること。

(4) 空き家本体の居住部分に対して行う、別表に定める工事であること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(5) 市内施工業者が施工する工事であること。

(6) 工事費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の合計が50万円以上であること。ただし、次に掲げる工事に係る費用を除くものとする。

ア 賃貸の用に供し、又は供する予定の住宅の工事

イ 公共事業の施行に伴う補償費の対象となる工事

ウ 災害等による保険給付金の対象となる工事

エ 転入世帯に属する者が自ら施工する工事（転入世帯に属する者が代表となる法人事業者が施工するものを含む。）

オ 敷地造成、門、塀その他の外構工事

カ その他補助金の交付の対象として市長が不相当と認めるもの

(7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の基準を満たす工事であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）に10分の1を乗じて得た額と20万円とを比較していずれか低い方の額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着工前に、小矢部市空き家バンク活用リフォーム事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の売買契約書の写し
 - (2) 工事の見積書の写し（補助対象工事とそれ以外の工事の内容が分かるもの）
 - (3) 対象住宅の全体及び補助対象工事部分の工事着工前の写真
 - (4) 工事の内容を明らかにする図面
 - (5) 対象住宅の位置図
 - (6) 納税状況等の調査を認める同意書（様式第2号）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じ申請者の現状調査を行い、交付の可否を決定したときは、その旨を申請者に対して通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、小矢部市空き家バンク活用リフォーム事業補助金変更等申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止しようとするとき。

（実績報告書）

第9条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、補助金の交付の申請日の属する会計年度の末日までに、小矢部市空き家バンク活用リフォーム事業補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る領収書の写し
- (2) 補助対象工事を施工した部分の工事完了後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該報告の内容が適当であると認めたときは、補助金の交付額を確定し、その旨を交付決定者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付額の確定後、速やかに補助金を交付するものとする。

（状況の調査）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し補助対象工事の実施状況等について報告を求め、又は職員に実地において調査を行わせることができる。

(決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第7条の規定による補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた日以後3年以内に、交付決定者又はその世帯に属する者が市税等を滞納するに至ったとき。
- (3) この要綱に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により補助金の返還命令を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(書類の保管)

第13条 交付決定者は、本事業に係る書類等を補助対象工事の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(小矢部市転入者リフォーム助成金交付要綱の廃止)

3 小矢部市転入者リフォーム助成金交付要綱(平成28年小矢部市告示第115号)は廃止する。

別表 (第4条関係)

補助対象工事	条件
居住部分の増築工事	

屋根、外壁の改修、室内の改装、間取り変更	
ベランダ、サンルームの増築、改修	
住宅の床フローリング張替え、畳の取替え	
給排水衛生設備、空調設備、換気設備、電気・ガス設備工事	設置、交換する部屋の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限り対象とする。
浴室、トイレ、台所等の水まわり改修工事	
給湯設備の設置、交換	給湯する居住部分の内装工事を伴う場合に限り対象とする。
室内建具、サッシ、玄関戸の取替え	
住宅の改修を含む下水道接続工事	
耐震補強工事	
住宅の改修を含む下水道接続工事	
耐震補強工事	耐震性能が確実に向上するものに限る。
断熱改修工事	
手すり設置、段差解消等の住宅内バリアフリー工事	